

地方からの提案個票

＜各府省第 1 次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
30	公営住宅に係る規制緩和(3 件)	1～8
58	公営住宅建替事業の施行要件の緩和(1 件)	9～10
31	備蓄(防災)倉庫に係る建築確認等の規制緩和(2 件)	11～16
4	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和(1 件)	17～18
43	都市公園の廃止に係る規定の弾力化(2 件)	19～22
44	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲(5 件)	23～32
45	都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止(6 件)	33～44
46	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止(2 件)	45～48
25	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲(1 件)	49～52

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:30

管理番号	743	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任				
提案団体	豊田市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正内容】公営住宅法施行令第九条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千元以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。

【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成25年度の状況は、明渡し努力義務が課せられている収入超過者235名(全体の13.16%)が引き続き入居しており、入居待機者は152名に及んでいる。

【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、235名のうち69名が高額所得者になり、住宅の明渡しを請求することができるようになる。69名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。

【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。

【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。

根拠法令等

公営住宅法第29条

既存入居者は、高額所得者にかかる基準が313,000円を超えるものであることを前提に入居しており、仮に条例委任されて当該基準が引き下げられた結果、高額所得者となり、明渡を請求されることとなると、居住の安定性を確保するという公営住宅制度の趣旨・目的から、当該既存入居者にとっては大変厳しい取扱いとなってしまうものと考えられる。

また、高額所得者制度は公営住宅制度の目的達成のために特に法律上規定されたものであるところ、公営住宅法第29条は借地借家法とは別個の明渡請求に係る要件及び効果を明確に規定した同法の特別規定と解される。

仮に当該収入基準を条例委任し、各事業主体が個別に基準を設けることができるとすると、もはや明渡請求に係る要件及び効果が明確に規定されているということとはできず、借地借家法が適用されなければ、賃借人(公営住宅入居者)の居住の安定性を著しく弱めることとなり、民間賃貸住宅の借家契約との均衡の観点からも不平等であると考えられる。

借地借家法が適用される場合、同法第28条に規定される「正当の事由」が認められない限り、高額所得者に対し明渡請求を行うことはできず、明渡請求がより困難になることが予想される。そうなると、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸するという、公営住宅法の趣旨・目的をかえって阻害しかねないこととなる。

このため、収入基準を条例で定めることができるとする改正を行うことは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:30

管理番号	78	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準においては、所得税法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の母」、「非婚の父」に対しては寡婦控除規定が適用されない。このため、入居基準及び家賃決定基準となる所得が高く算定され、その結果として収入基準に応じて決定される家賃が高い階層に入ってしまうことなどがある。こうした「非婚」「既婚」による格差をなくするため、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう規制の緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

2013年9月4日の最高裁大法廷決定は、父母が婚姻関係になかったということは、「子にとって選択の余地がない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべきだ」という考えが確立されてきている」として、非嫡出子への法定相続分差別を憲法14条1項に違反する、と判断している。

このことは、婚姻歴の有無で、寡婦控除の適用が差別されて、その子に不利益を及ぼすことが許されないことも示している。

【支障事例】

これにより、「非婚」「既婚」を問わず、世帯の実情に沿った家賃階層を適用できることはもとより、支払う家賃の軽減のみであれば、減免規定の適用も考えられるが、加えて政令月収の収入分位により認定される収入超過者となる事案も回避できると考える。

【懸念の解消策】

公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、「非婚」「既婚」による格差をなくすため、「非婚」であっても控除が受けられるよう、公営住宅法施行令第1条第3号を改正し、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう、規制の緩和を求める。

根拠法令等

公営住宅法第16条、第28条
公営住宅法施行令第1条第3号、第8条

公営住宅の家賃は、入居者がその収入からみて負担できる金額を入居する公営住宅の立地・規模等の便益に応じて補正し、決定される。

公営住宅法及び所得税法を含め、我が国では法律婚を原則とした法体系となっている。公営住宅法における入居者の収入は、所得税法の例に準じて算出しているところ、寡婦控除の規定を「非婚の母」又は「非婚の父」世帯に適用する制度改革の可否については、同様に所得税法の例に準じている地方税、国民健康保険及び保育所の保育料等、他制度を含め我が国法体系の全体の中で検討していくべきと考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:30

管理番号 822 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土木・建築

提案事項(事項名) 公営住宅の目的外使用の制限の緩和

提案団体 兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、徳島県

制度の所管・関係府省
国土交通省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活をする認知症の高齢者や障害者に世話人等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。

【改正内容・効果】

対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。

・また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。

・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。

・同事業の拠点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のランチ的な位置づけであると考えられる。

根拠法令等

公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条

公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに平成8年8月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認があったものとみなされており、大臣の事前承認手続は必要とされない。

公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」に対して、「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。この点、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるのは実際に当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は「住宅に困窮する低額所得者」(法第1条)である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。

一方で、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」については、上記のように当該公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:30

管理番号 822 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土木・建築

提案事項(事項名) 公営住宅の目的外使用の制限の緩和

提案団体 兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、徳島県

制度の所管・関係府省
国土交通省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活をする認知症の高齢者や障害者に世話人等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。

【改正内容・効果】
対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。

- ・また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。
- ・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。
- ・同事業の拠点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のランチ的な位置づけであると考えられる。

根拠法令等

公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条

公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに平成8年8月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認があったものとみなされており、大臣の事前承認手続は必要とされない。

公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」に対して、「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。この点、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるのは実際に当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は「住宅に困窮する低額所得者」(法第1条)である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。

一方で、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」については、上記のように当該公営住宅を住宅として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:58

管理番号	861	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。
公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。

都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。

敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけではなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。

根拠法令等

公営住宅法第2条・第36条
公営住宅法施行令第10条

公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するわけではなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。

公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替えを実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を保証するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。

なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:31

管理番号	217	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化				
提案団体	全国市長会				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

全国的に自主防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。
上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置するケースが多くみられる。

【支障事例】

ところが、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を受ける必要があり、これに伴う基礎工事や事務手続きが、地域にとって非常に大きな負担となっている。(→具体的な支障事例は別紙のとおり)

なお、現行法においても、防火・準防火地域外において、建築物を増築・改築をする場合で、床面積の合計が10平方メートル以内であれば、建築確認は不要となっている。

【解消策】

については、防火・準防火の区分や新築・増築の違いなどで、建築確認申請の要・不要を決定するのではなく、例えば床面積の合計が10平方メートル以内であれば一律に確認申請を不要とするなどの簡略化を図っていただきたい。

根拠法令等

建築基準法第6条

建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより国民の生命・財産等を保護することを目的としており、建築確認により、個々の建築計画の関係規定への適合性を審査し、建築物の安全性等を担保している。

ただし、防火・準防火地域外において建築物を増築・改築・移転する場合で、その床面積の合計が10㎡以内の場合には、建築確認を不要としている。

これは、国民の生命等の保護に直結する建築物の安全性等については、原則として全ての建築物について、建築確認によりその安全性を担保する必要があるものの、建築確認・検査により既に安全性等の確認がされている既存の建築物に小規模の増築等をする場合においては、既存の建築物と大きく異なる建築物となることは通常想定されず、また、違反が発生する可能性も相対的に低いため、地震・火災等による重大な被害が発生するおそれは比較的小さいことから、建築主の負担等を考慮し、防火地域・準防火地域外においては特例として建築確認を不要としたものである。

このため、新築する場合については、小規模であっても、どのような建築物が建築されるか予測できず、周囲への影響の程度や地震・火災等による重大な被害が発生する可能性が限定されないため、建築確認を不要とすることは困難である。

また、建築物が密集し、火災の危険性が非常に高い市街地である防火地域・準防火地域については、違反が発生した場合に市街地大火等の重大な被害が発生する可能性があるため、新築・増築等の別や規模にかかわらず、建築確認により特に建築物の安全性等を担保する必要があり、建築確認を不要とすることは困難である。

なお、お示しの備蓄(防災)倉庫に関する支障事例については、10㎡程度の小規模な建築物に適用される基準は限定されているため、建築主の建築確認の申請に要する負担は、他の建築物の場合と比べ少なく、確認手数料についても、地方公共団体の判断により減免が可能である。

備蓄（防災）倉庫設置に伴う建築確認申請等に係る支障事例

【事例①】

本市防災課では、過去の様々な災害における教訓を踏まえ、市民に対して「自助」「共助」の重要性を啓発し、地域防災力の強化を図っている。特に東日本大震災以降、自主防災組織の必要性については広く周知しており、市内における自主防災組織の加入率をより一層向上させるため、自主防災組織の育成、指導及び増加に努めている。

こうしたことから、東日本大震災が発生した平成 23 年 3 月以降に結成された自主防災組織は 10 団体を数え、本市としてはこれらの団体に対して防災資機材の購入費に係る補助金を交付し、防災資機材をはじめとする防災備蓄品等の整備を促進している。これに伴い、各団体から防災備蓄品等を収納するための防災倉庫を設置したい旨の要望が多くあがっている。これらの防災倉庫の多くは、一般家庭で設置するような 10 m²未満の簡易なスチール製倉庫であるが、防災倉庫を設置する場所は公園等の他に建築物のない空地の場合が多く、建築基準法上、確認申請の必要が生じ、その手続き及び費用が大きな負担となり、自主防災組織における防災倉庫の設置については、やむなく断念せざるを得ない状況が発生している。

上記以外の団体からも、既存の防災倉庫が経年劣化したため、更新したい旨の要望を複数受けているが、前述同様の理由により足踏みしている状況が続いている。

【事例②】（自治会から寄せられた声）

既製の物置を防災資機材保管用への利用について、建築確認申請書並びに基礎工事など一般の住宅建築同様の厳しい手続を要するとの説明に対し、自治会としては困惑しております。

本来行政で実現すべき事業を、当自治会が自主的に費用負担を行い独自に共助力の仕組み作りを進めることに、ブレーキを掛けることになるのではないのでしょうか。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:31

管理番号	218	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	用途地域等内の建築物の制限緩和				
提案団体	全国市長会				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。

しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。

【支障事例】

ところが、現行法において、地方公共団体が第一種低層住居専用地域内へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主事を設置しない市町村では、特定行政庁の許可が必要な状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備推進に支障となっている。(→具体的な状況は別紙のとおり)

【解消策】

地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。

【その他】

なお、現行法においては、本提案が実現したとしても、特定行政庁に建築確認を受ける必要があるが、上段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要となるものも出てくるため、両提案合わせての実現を求める。

根拠法令等

建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4

一般的に、自治会、町内会が設置する防災備蓄庫、消防団の消防器具の格納庫などは、災害時に地域住民のために必要となる備品等を保管するものであることから、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当すると判断されているところ。

この見解については全国の特設行政庁及び民間の指定確認検査機関等で構成される日本建築行政会議（JCBA）が編集した「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」においても示されているところである。

備蓄（防災）倉庫設置に伴う特定行政庁の許可に係る状況について

【現状】

備蓄（防災）倉庫設置に係る許可申請事務に係る負担

許可申請期間：8ヶ月程度

許可申請に係る費用（業務委託）：70万円程度（申請手数料18万円を含む）

その他労力等：特定行政庁との協議（3回程度）、公聴会の実施

【事例】

許可申請（建築基準法48条第1項 別表第2中9）の経過

- | | |
|-------------|--|
| 平成24年4月～ | （3回程度）特定行政庁と許可申請に向けた協議開始 |
| 平成24年7月26日 | 許可申請等についての業務委託契約を締結 |
| 平成24年9月5日 | 特定行政庁へ申請書を提出（手数料：18万円） |
| 平成24年10月3日 | 公聴会 |
| 平成24年10月9日 | 特定行政庁から本市への伺い（建築基準法第48条第1項但し書き書き許可の意見伺い） |
| 平成24年10月15日 | 本市から特定行政庁への回答 |
| 平成24年11月6日 | 特定行政庁からの許可通知 |

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:4

管理番号	278	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

本県では、再生可能エネルギーの普及にあたっては、有効な空間を利用して太陽光発電施設等を設置することを進めているところである。

都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがあることから、その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる可能性がある。

しかしながら、占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則第七条の二において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」ものである旨が規定されていることから、駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難な状態にある。

この規制が緩和されることにより未利用空間を活用した太陽光発電設備の設置場所として活用できる。

都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすること。

根拠法令等

都市公園法施行規則第7条の2第3項

都市公園の駐車場上部空間を活用しての太陽電池発電施設の設置については、公園利用者への影響を考慮する必要があるが、太陽電池発電施設が、公園施設内に限り電力の供給を行うものである場合は、当該施設は都市公園の効用を全うするものであることから、都市公園法施行令第5条第7項の管理施設として設置することが可能である。

太陽電池発電施設が公園施設外にも電力を供給する場合は、当該施設は都市公園法施行令第12条第1号の3に規定する占有物件に該当するところ、通常、駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置する場合は駐車場の屋根として設置することとなり、この場合には、現行法制上設置可能である。

以上から、太陽電池発電施設は現行法制上設置可能であるため、設置基準を緩和する必要はないと考えられる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:43

管理番号	117	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園の保存規定の弾力化				
提案団体	芦別市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える。
「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すこととなっており、策定にあたっては都道府県との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」の規定があり、住民の意見を反映する機会も設けられていることから、「都市計画マスタープラン」で定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果となる。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
国土交通省が提唱するコンパクトなまちづくりに向かう中で、住民を中心市街地へと誘導していくと、各地区に点在する都市公園についても整理の必要が生じるが、人が住まなくなった地区の公園を整理したいという消極的な理由では、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市公園を廃止することはできないのが現状である。
については、都市公園法第16条の改正を提案する。

【具体的な支障事例】

①旧炭鉱地区における都市公園の取扱
旧炭鉱地区については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住宅の移転集約により近い将来人が住まなくなる状況であるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることに市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もあることから、廃止して更地とする対応が必要である。

②長期未着手となっている都市公園の取扱
都市計画決定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などもできない状況である。

【制度改正によって生じる懸念に対する方策】
都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、旧炭鉱地区においては、人が住まなくなった中に公園だけが残るといった状況であり、景観や環境が悪化するといった議論をするレベルではない。
また、本市においては、一人当たり都市公園等面積が40.25㎡/人と全国平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、避難場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。

根拠法令等

都市公園法第16条

都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。

都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体において、都市公園の整備・管理における技術的助言である都市公園法運用指針を参考に、客観性を確保しつつ慎重に検討した上で、ご提案の内容が②の「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、現行法制上可能である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

通番:43

管理番号	340	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園の保存規定の弾力化				
提案団体	北上市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四 地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体の条例に定める場合」とする等、条例により設定できるよう改正されたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条により廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置緑地を含め、老朽化し、または利用が低調な小公園が多数存在し、地縁団体や地域住民に活用されていないばかりか、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、景観悪化、災害時の防減災機能を発揮しない等の懸念もある。本市は緩やかながら人口が減少しており、こうした懸念は今後一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園数は平成26年7月現在125箇所・約125ha。このうち、約24%(箇所ベース)が供用後30年以上経過。10年後は約4割が供用後30年を経過する見通し。平成26年7月現在0.1ha以下の狭小公園は約43%(箇所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都市公園を供用廃止することにより、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が好転することが期待される。

【現行制度で対応困難な理由】

本市においても都市公園の廃止を現行法制度下で行っているが、法第十六条第一号「都市公園の区域内において(中略)都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園法運用指針(H24)によって、「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合」とされており、他の公共事業が施行される場合に限定されているため、本市が意図する都市公園の廃止については対応していない。このため、市街地整備などに伴い近隣に同規模以上の公園を供用し、法第十六条第二号を適用させない限り、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。

根拠法令等

都市公園法第16条

都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。

都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体において、都市公園の整備・管理における技術的助言である都市公園法運用指針を参考に、客観性を確保しつつ慎重に検討した上で、ご提案の内容が②の「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、現行法制上可能である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:44

管理番号	193	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲				
提案団体	和歌山県・大阪府				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

重要流域※における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限については、都道府県に移譲する。

※重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる河川流域

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限は、地方分権一括法施行(平成12年)により農林水産大臣から都道府県知事へ一部権限移譲され、民有林のうち①水源涵養②土砂流出防備③土砂崩壊防備の重要流域内は農林水産大臣(直接執行事務)、①②③の重要流域以外は都道府県知事(法定受託事務)、それ以外の保安林は都道府県知事(自治事務)となっている。

また、保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更を農林水産大臣に申請する場合には、その森林に所在地を所管する都道府県知事は遅滞なくその申請書を農林水産大臣に進達しなければならないこととなっている。

上記①②③の重要流域内の保安林指定・解除及び指定施業要件の変更の権限を都道府県に移譲することにより、国が申請書を受理してから予定通知の施行までの期間(標準処理期間90日)が無くなることとなり、申請から指定までに要する期間は大幅に短縮されるものと考えられる。

また、現行でも県経由の際、県においても国と同様の審査をしたうえで申請書の進達を行っていることから、移譲後も都道府県において審査を遺漏なく実施することは可能である。

根拠法令等

“森林法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2第1項、2の第2項、2の第3項、2の第4項、第27条の第1項、第2項、第3項、第32条の第1項、第2項、第3項、第33条の2、第33条の3第44条”

水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。

このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考えます。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:44

管理番号	198	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林の指定、解除等の権限の移譲				
提案団体	奈良県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

大臣権限である重要流域における1～3号保安林の指定、解除等を知事権限とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

- ・大臣権限である保安林の指定、解除等については、国の審査、国からの予定通知、確定通知等の手続きがあり、指定や解除等の確定に相当の期間を要する。
- ・昨今、保安林の指定、解除等の事務処理については、迅速な手続きが求められている。
- ・全体の9割以上を占める大臣権限により行われている重要流域の1号～3号保安林の指定、解除等の手続きが、知事権限となれば、処理までの期間を短縮することが可能となる。
- ・保安林の解除を伴う公共工事についても、これまでより早期に着工することが可能となる。

【具体的な効果】

- ・指定の確定告示までの期間:
大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日
- ・解除の確定告示までの期間:
大臣権限(H25実績平均)約1年→知事権限(H25実績平均)約6ヶ月
- ・指定施業要件の変更の確定告示までの期間:
大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日

【制度改正に伴う問題の有無】

- ・大臣権限における国の審査については、県が内容審査し進達しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差はない。
- ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っており、重要流域における1～3号における権限を知事に移譲しても国土保全の根幹を揺るがすとは考えがたい。

根拠法令等

森林法第25条第1項、第26条第1項、第33条の2第1項、第196条の2

水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。

このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考えます。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:44

管理番号 206 提案区分 A 権限移譲 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲

提案団体 青森県

制度の所管・関係府省 農林水産省(林野庁)

求める措置の具体的内容

国に事務・権限がある重要流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

(1)現状

重要流域における第1～3号民有保安林の指定・解除等の事務・権限が国にあるため、申請から決定告示までに相当の期間(約1年程度)を要しており、迅速な行政手続きのネックとなっている。

(2)支障事例

ア 指定

・ 申請後は保安林と同等の行為制限(伐採・作業行為等)が森林所有者に課せられるにもかかわらず、決定告示まで税法上の優遇措置が受けられないため、県民への行政サービスの低下を招いている。

イ 解除

・ 予定告示まで申請地の用地活用が図れないため、県民への行政サービスの低下を招いている。

<手続きの流れ>

申請(知事)→適否審査(大臣)→予定通知(大臣)→予定告示(知事)
→決定告示(大臣)

(3)要望内容

重要流域のうち、2以上の都府県にわたらない流域における第1～3号民有保安林指定・解除等の事務・権限について、手続きに要する期間の短縮(約2～3ヶ月に短縮)を図るため、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」の方針の趣旨に即して、都道府県知事に移譲していただきたい。

根拠法令等

森林法第25、26条

水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。

このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考え。

その一方で、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」では、「一級河川の全区間の都道府県への移管に合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する」としていることから、現行の地方分権に係る整理に基づき対応可能。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:44

管理番号	333	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林の指定・解除の一部移譲				
提案団体	群馬県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

既開設道路の曲線修正や法面保護工事のような比較的軽微な改良工事については、県民の利便性向上につなげるため、保安林の解除に係る権限を知事に移譲すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- ①地方分権改革推進委員会第1次勧告で都道府県への移譲で取り上げられた重要流域の民有林の保安林の指定・解除の権限については、土地利用(開発・保全)の権限のほとんどが地方に移管される中、未だに国に残っている。
- ②保安林区域内においては、幅員4m以下の林道等については、工事等を行う場合、「作業許可」として知事が処理できる。一方、幅員4mを超える道路については、曲線改良や法面保護等の小規模な工事であっても、重要流域であることをもって国(林野庁)による保安林解除が必要となっている。こうした工事は、現に作業許可で実施している内容(規模)と大差なく、県で処理することにより、工期の短縮等が図られ、県民の利便性向上につながる。
- ③下流域への影響を考えた場合、幅員や道路の属性による差異は関係なく、(解除する総)面積の方がより重要な要素である。
- ④農林水産省は、第43回地方分権改革推進委員会において、国民の生命・財産の保全及び地球温暖化対策における国の責任の観点から直接執行が必要とする資料を提出しているが、公益上の理由のうち既開設道路の改良工事に係るものなどに限定した場合には、そうした懸念は当たらない。
- ⑤本県では、世界遺産に登録された資産に向かう道路が地滑りのため通行できなくなっており、本格的な復旧工事を行うためには保安林解除が必要であるが、手続に時間がかかれば、資産へのアクセスが支障を来すことになる。

根拠法令等

森林法第25条、第26条

既開設道路の改良工事であっても、隣接する保安林を恒久的に道路の一部とする場合には、その面積にかかわらず保安林の指定を解除する必要がある。なお、車道幅員が4m以下の林道等は、保安林の施業・管理に必要(最小限)な施設として、保安林の一部として取り扱うとともに、作業許可の対象としているものである。

保安林指定・解除の権限は、水源涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林については、その受益は広域的であり、かつ、国土の保全や国民経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の維持に資するものであることから、国の権限に属することとし、当該保安林のうち根幹的部分をなす重要流域については、農林水産大臣が直接事務を行うこととなっている。

このように、保安林指定・解除の権限は、保安林の指定目的及び流域の重要性により、当該保安林の指定・解除権者が一致するよう区分している。ご提案のように保安林解除面積の大小により権限の区分を行うことは、保安林制度における権限の区分の考え方になじまないため、困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:44

管理番号	809	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	大臣権限に係る保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	兵庫県【共同提案】大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定及び解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

重要流域において水源のかん養や、土砂の流出・崩壊の防備のため必要がある場合において、農林水産大臣は保安林として指定・解除を行うことができる。

【制度改正の必要性】

実際には、これまでも大臣権限の保安林の指定及び指定解除について、都道府県知事が国の委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。

大臣権限と知事権限で指定及び解除の基準に差異はない。

【支障事例】

指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6カ月の事例も)を要しており、申請者からの問い合わせに対応するケースも見受けられる。

【改正による効果】

このため、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められることもあり、権限移譲により、相当な事務の迅速化が図られる。

地方分権により、森林保全の観点から世界的に疑問や懸念の声があるとは考えられず、国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。

根拠法令等

森林法第25条、第26条

水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。

このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考えます。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:45

管理番号 168 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 保安林解除に係る国への協議の廃止

提案団体 鳥取県・京都府・大阪府・徳島県

制度の所管・関係府省 農林水産省(林野庁)

求める措置の具体的内容

保安施設事業施行地内の民有林保安林において、知事権限の保安林解除に係る国への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。

前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたっては、県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。

国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに行い、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。

※本県に係る保安施設事業等施行地の多くは、海岸部の飛砂防備保安林に指定されており、今後、高規格幹線道路(山陰道)の整備や国道・県道の道路改良等において保安林解除の増加が予想される。

※なお、本県の保安林は重要流域内にあるため、同項第1号は該当しない。

根拠法令等

森林法第26条の2第4項

保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:45

管理番号	194	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に際しての大臣協議(同意)の廃止				
提案団体	和歌山県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に係る農林水産大臣への協議(同意)を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に当たっては、指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)については1ha以上及び公益上の理由の解除(同条第2項)については5ha以上の場合に農林水産大臣に協議し、同意を得る必要がある。(法定受託事務)

しかしながら、都道府県知事の審査及び農林水産大臣の協議に係る審査は同じ基準に基づいて行われるため、両者の審査の結果が大きく異なるとは考えられない。

また、大規模な解除等の案件については申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められるケースもあり、大臣への協議を廃止することにより、国への協議等に要する期間(標準処理期間30日)が無くなることとなり、より一層の事務の簡素化及び迅速化を図ることが可能となる。

根拠法令等

森林法第26条の2第4項、森林法施行令第3の3

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:45

管理番号	229	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林の指定解除に係る国の同意協議の廃止				
提案団体	宮城県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

知事権限となっている保安林の指定解除において、一定の場合は国の同意が法定されているが、事務の迅速化を図るため、国の同意協議の廃止を求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

森林法第26条の2第4項の規定により、知事権限とされている保安林の指定解除のうち、面積が政令で定める規模以上の保安林及び治山事業等の施行区域内にある保安林の指定解除については、あらかじめ農林水産大臣の同意を得る必要がある。

国との協議には1~2ヶ月を要し、その間、事業着手を遅らせることになることから、事務の迅速化を図るため、国の同意及び協議の廃止を求めるもの。

根拠法令等

森林法第26条の2第4項

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

また、保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:45

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

また、保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:45

管理番号	819	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	知事権限に係る保安林解除(1ha又は5ha以上)に際しての大臣協議の廃止				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

知事権限の保安林(重要流域外における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定の解除については、現行では指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)にあつては1ha以上、公益上の理由の解除(同条第2項)にあつては5ha以上の場合、大臣協議を必要とされているが、解除に際しての大臣協議を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

これまで大臣権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が国の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有している。

このため、大臣協議の必要な案件にあつても、地方自治法第250条の3第1項の規定による農林水産大臣の同意の基準等を定めて、都道府県知事がこれを基に審査を行い、形式的な補正作業はあつても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。

【制度改正の必要性】

都道府県毎の執行に大きな差異が生じかねないとの懸念は、上記の同意基準があるため問題はなく、仮に懸念があるとすれば、同意基準の内容充実で対応できる。

大規模解除案件が今後増加するものと見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1ヵ月であり、都道府県における協議書作成時間を合わせると廃止により一層の事務の簡素化が図れる。

これまでの実績から協議制を廃止しても何ら支障は生じないと考える。

根拠法令等

森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3

森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:45

管理番号	964	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。
前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたっては、県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。
国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに行い、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。

根拠法令等

森林法第26条の2第4項

保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:46

管理番号 37 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止

提案団体 愛知県

制度の所管・関係府省 農林水産省(林野庁)

求める措置の具体的内容

都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

森林法第6条第5項の規定による大臣協議、同意については、全国的な政策目標を定めている全国森林計画における伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林整備の計画量について、林野庁が算出した割当量を都道府県に強いるシステムとなっており、県が森林計画区の実情に基づく計画量を掲げることが困難となっている。協議については、技術的助言の機会として許容できるが、同意規定については廃止すべきである。

根拠法令等

森林法第6条第5項

地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば回復に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。

このため、全国44の広域流域ごとに森林の整備・保全の目標を設定し、その達成に必要な伐採立木材積等の計画量を定めた全国森林計画を、都道府県知事の意見を聴いた上で策定している。

都道府県知事が策定する地域森林計画については、この全国森林計画と整合したものとする必要があること、伐採等にかかる勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議・同意を廃止することはできない。

なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年に林道開設延長及び治山事業施行地区数については対象から外し、必要最低限の項目に限定しているところ。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:46

管理番号	301	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県が定める地域森林計画に係る国への協議、同意の廃止				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

「地域森林計画」の樹立等の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられているが、国への協議、同意を廃止し、届出制へ移行。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【根拠条文】
森林法第6条第5項 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。

【提案事項・支障事例】
「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられており、事前協議、本協議、同意までの手続きに時間を要していることから、都道府県の自主的・主体的な取り組みが行えるよう、協議、同意を廃止し、届出としてほしい。
事前協議における調整期間がおよそ2週間とされており、協議、同意にいたる事務手続きに時間を要している。

根拠法令等

森林法6条5項

地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば回復に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。

このため、全国158の森林計画区において都道府県知事が策定する地域森林計画については、全国的な資源計画である全国森林計画と整合したものとする必要があること、伐採等にかかる勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議・同意を廃止することはできない。

なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年に林道開設延長及び治山事業施行地区数については対象から外し、必要最低限の項目に限定するとともに、事前協議を含む手続については、平成25年の第4次見直しにおいて、

- ・任意的記載事項(森林の整備及び保全のために必要な事項)を協議から届出に見直し、協議対象を必要最小限の項目に限定

- ・2週間以内で行う事前調整が整っている場合には協議・同意の手続を速やかに行うよう措置したところ。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番:25

管理番号	455	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。

ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に委譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:25

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。

ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。